

優和の“相続”かわら版

デジタル遺品と相続対応 ～デジタル資産が永遠に無くなる～

相続でデジタル遺品のパスワード等が分からないと手続きが大変です。
特に仮想通貨の場合は暗号キーが分からないと永遠に失われる可能性もあります。

1、デジタル遺品とは、故人が遺したデジタル機器やインターネット上に残したデータのことです。
デジタル遺品では下記のようなトラブルが起こります。

- ①パスワードや暗証番号がわからないので財産の把握ができない。
- ②デジタルにある相続財産が永久に眠ってしまう。
- ③接続管理できないので株やFXで大損失することもある。
- ④仮想通貨（暗号資産）等どこ取引所で何の資産を持っているかわからない。

2、このような場合のデジタル遺品の対処方法と手順

①リアルな遺品から手がかりを探す

個人が使用していたパソコンやスマートホン等に関する郵送物などから手掛かりになるアカウント等を探す。

金融商品は預金通帳に入出金の記録がありますし、メール等のやり取りから調べるのも一法です。

事情を話せば取扱店に対応してくれるところもあります。

②データの移行

パスワード等が分かり解除できたものはデータを自分のパソコン等に移す。

その際に不正アクセス禁止法に抵触しないように作業してください。

不正アクセス禁止法とは、本人以外の人が利用者を装ってネットワークに接続することを禁止する法律です。

③解約・承継手続きをする。

取扱店で解約・移行等手続きをする。

④最後は専門家に依頼する

デジタル遺品についての相談やデータ復旧の手助けをしてくれる団体や、パスワード解除やSNSのアカウント削除まで代行してくれる会社などもあります。

3、デジタル遺品対策

①相続人が分かるようにしておく

死後に相続人たちが困らないように、エンディングノートや遺言等でデジタル遺品の管理方法や場所等を明らかにしておく。

②バックアップを取っておく

デジタルだとデータを紛失することもあるのでバックアップを取っておく。